

新型コロナウイルスに関する経済支援策-企業の場合

プログラム	給与及び運営資金の補助金		ビジネスローンに関する返済猶予と利子補給	超過税額による営業税還付の申請	減税（家屋税）	
助成対象分野	商業サービス業	製造業及び関連技術サービス業 展示会産業 防疫サービス業	中小企業	2020年1月15日時点で、有効な営業税登録者である必要がある	各県市政府の公告による	
申請期間	2021/6/7~8/31	2021/6/7~8/2	2021/6/7~12/31	現在から支援条例の施行期間の満了日まで	各県市政府の公告による	
助成対象	2021年5月から7月までのいずれかの月の売上高が50%以上減少する（有効な税籍登記がある）。	新型コロナの影響による政府からの要請で休業を行った企業、且つ従業員に最低賃金に達していない給与を支払う企業。	2021年4月から6月までのいずれかの月または同期の売上高が50%以上減少する（有効な税籍登記がある）。	売上高が15%以上減少し、有効な税籍登記がある。	累積留保税額があり、且つ中央政府が業務上の補助を決定し、あるいは売上高が急減したことを示す証拠がある。	新型コロナの影響による政府からの要請で休業または店内での飲食が禁止のため、営業面積を縮小した者。
助成内容	1 回限りの運営補助金：国内のフルタイム/正社員1人あたりTWD 40,000。	1. 企業休業の補助金：フルタイム/正社員1人あたりTWD 10,000。	1. 給与補助金：従業員の通常の給与の40%を補助し、最大3か月間、月額20,000台湾ドルを上限とする。（2021年4月~6月） 2. 1 回限りの運営補助金	1. 既存借入金の返済期間を延長する（借入限度額は変わらない） 2. 運転資金ローン（上限600万TWD） 3. 影響を受ける事業に	1. 適用期間内に何度でも還付申請が可能で、累計還付限度額は30万台湾ドル。 2. 累積留保税額は追徴税額及び過料の支払いとして担保する相当額の場合	税務署は所轄官庁から提供された閉鎖施設情報に基づいて自主的に審査をし、または影響を受ける人々から提出された申請により、税率を事業用の3%から非家庭用および非事業用の2%に引き下げる。

		2. 従業員給与の補助金：1回限りの給与補助金はTWD 30,000（追加でTWD 10,000の生活手当が雇用基金から支給される）	（新規申請のみ）：フルタイム/正社員1人あたりTWD 10,000。	対する特別融資（中小企業は最大1億5,000万台湾ドル、非中小企業は最大5億台湾ドル）	合、還付申請をすることはできない。	
申請条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業が解散または自主的に休業することができない。 2. 退職者数は企業規模により制限がある。 3. 政府からほかの新型コロナに関する補助金を受けることができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業が解散または自主的に休業することができない。 2. レイオフなし、給与カットなし、勤務時間の短縮なし（国家防疫方針に協力して実施する場合を除く）。 3. 政府からほかの新型コロナに関する補助金を受けることができない。 				各県市政府の公告による

